

【特集】リプロダクティブ・ライツ再考 (1) : フランスと日本における運動と思想 : 特集にあたって

GOTO, Hiroko / 後藤, 浩子

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Journal of Ohara Institute for Social Research / 大原社会問題研究所雑誌

(巻 / Volume)

784

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

1

(発行年 / Year)

2024-02-01

【特集】 リプロダクティブ・ライツ再考（1） — フランスと日本における運動と思想

特集にあたって

後藤 浩子

2022年6月にアメリカ連邦最高裁が、人工妊娠中絶を「プライバシーの権利」として憲法上の権利と認めた「ロー対ウェイド判決」を覆す判断を示した。この結果、アメリカ合衆国の州レベルでの中絶違法化立法は再び効力を持ち始めた。今回の連邦最高裁の判決は、トランプ前大統領による連邦最高裁判事指名がもたらした結果といえるが、ジェンダーの自由への声の高まりの一方で、アメリカを二分するほど、中絶権否定の潮流も高まっている。このような合衆国での事態に触発されて、フェミニズムの運動がここ20年の間忘れてきた課題を問い直すために本特集を企画した。

1970年代に多くの国々で人工妊娠中絶が合法化されたとき、フェミニズム思想においてもラディカル・フェミニズムなど、リプロダクションと女性の身体を問い直す思想が登場し、合法化の潮流を支えた。しかし、ジェンダー論が登場して以降、フェミニズム思想の対象はリプロダクションと身体の問題から大きく逸れていった。フェミニズム思想は言語構築主義や社会構築主義、さらにはクィア理論によって席卷され、リプロダクションと身体を問うこと、より具体的にはリプロダクションの主体という意味での「母」を問うことに対して、安易に「本質主義」のレッテルが貼られた。とりわけ日本の文脈では、1980年代後半に登場したエコ・フェミニズムを批判すべくジュディス・バトラーの思想が称揚され、さらには、リュス・イリガライやジュリア・クリステヴァなどのフランスのフェミニズム思想も、母や生殖のメタファー使用ゆえに「本質主義」と誤認され軽視されてきた。現在、多くの国で同性婚の合法化が実現され、「家族」自体が大きな変容を迎えているなかであっても、リプロダクションの主体についてはほとんど議論がなされていない。

本特集では、まず第一部「フランスと日本における運動と思想」（本号）として、リプロダクティブ・ライツの観点から、フランスと日本の事例を取り上げる。フランスでは、1970年から1974年の中絶解放運動において、当事者自身の意思に基づく中絶合法化という意味での「自由な中絶」が要求され、1975年「意思に基づく妊娠の中絶に関する1975年1月17日の法律」（「ヴェイユ法」）として実現された。

日本では、戦前に、産児調節運動が弾圧される一方で、国民優生法が制定された。戦後、この国民優生法を土台にして、人工妊娠中絶を合法化する優生保護法が作られ、以降、国家的優生政策と抱き合わせの中絶合法化法制が作られた。フランスとの比較でわかるのは、現行の日本の中絶合法化法制が、妊娠した当事者の意思の絶対的尊重に基づいたものではないという点である。

さらに、次号の第二部「マタニティの再概念化」では、アメリカ合衆国で「胎児の権利」批判を通して形成された、女性とマタニティ（妊娠・出産）の紐づけに対する批判を取り上げるとともに、フランスでこのマタニティ概念自体がいかん人種に連動して差別化されつつ形成されたかをインターセクショナルリティ（交差性）から分析する。

（ごとう・ひろこ 法政大学経済学部教授）